

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異 (金融商品:ヘッジ会計)

	日本基準	IFRS
ヘッジ会計	繰延ヘッジ、時価ヘッジ、子会社持分に係るヘッジが認められる。特例として、金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理が認められる	<p>【現行:IAS39】 公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資ヘッジについてヘッジ会計が認められる。金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理が認められない</p> <p>【改訂:IFRS9】 ヘッジ会計をリスク管理に密接に協調させるための改訂を行っている。ヘッジの手法としては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資ヘッジがある。</p> <p>P3「IFRS第9号 金融商品(一般的なヘッジ会計)の概要」参照。</p>

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異 (金融商品:その他)

	日本基準	IFRS
金融資産の認識中止要件 (オフバランス化)	財務構成要素アプローチ	リスク経済価値アプローチ等
非上場株式の評価	取得原価	【現行:IAS39】 原則として公正価値。信頼性をもって測定できない場合は取得原価により評価 【改訂:IFRS9】 原則として公正価値。限定的な場合には取得原価が公正価値の最善の見積りとなり得るとしている。取得原価が公正価値を表さないことを示すケースのガイダンスあり (また、非上場株式の測定に関するIFRS13「公正価値測定」に付属する教育マテリアルあり)
優先株式(発行者側)	資本	一定の場合、負債として区分される可能性あり
転換社債型新株予約権付社債・新株予約権付社債 (発行者側)	負債に計上する一括法と、負債と純資産に計上する区分法がある	条件により、社債部分は負債、転換権部分やワラント部分は資本に計上
株式交付費	原則費用処理、繰延資産計上も容認される	資本から直接控除

IFRS第9号 金融商品(一般的なヘッジ会計)の概要

公表日	2013年11月19日
発効日及び経過措置	2018年1月1日以後開始する事業年度。早期適用は認められる。 <ul style="list-style-type: none">■ 早期適用の詳細は「6.3 IFRS第9号 金融商品(分類及び測定)の概要」を参照■ ほとんどのヘッジ会計の要求事項には遡及適用の例外有り
主な内容	IFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項は、非常に厳格であり、リスク管理方針を反映することができないと考えられることが多かったIAS第39号に対する批判に対応して導入された。 主要な要求事項は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">■ ヘッジ対象の適格性の増加■ ヘッジ手段の適格性の増加■ 新しいヘッジ有効性の要求事項(80-125%の数値基準の廃止等)■ ヘッジ会計についての開示の増加■ ヘッジ会計を代替する方法(信用リスク、「自己使用」の非金融項目の契約)■ IAS第39号のヘッジ会計を継続して適用する方針のオプション
その他	2014年4月17日に、ディスカッション・ペーパー「動的风险管理の会計処理:マクロヘッジのポートフォリオ再評価アプローチ」を公表